

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&Aより（抜粋）
 新旧対照表

※ 中小企業向けQ&A（抜粋版）

（変更した問のみ抜粋、変更箇所は下線・太字・黄色ハイライトで表記）

一部変更後（平成30年7月〇日一部変更）	一部変更前（平成29年5月30日一部変更）
<p>（個人情報取扱事業者）</p> <p>Q 1-50 NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、PTAのような非営利の活動を行っている団体も、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。</p> <p>A 1-50 個人情報保護法における「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当します。NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、PTAのほか、サークルやマンション管理組合なども個人情報取扱事業者</p>	<p>（個人情報取扱事業者）</p> <p>Q 1-50 NPO 法人や自治会・町内会、同窓会のような非営利の活動を行っている団体も、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。</p> <p>A 1-50 個人情報保護法における「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当します。NPO 法人や自治会・町内会、同窓会のほか、サークルやマンション管理組合なども個人情報取扱事業者</p>